

令和5年度第2回習志野市災害医療対策会議
資料2-1

令和5年度 「習志野市災害時医療救護活動マニュアル」改訂案に対する意見、追加変更点

ページ数	現マニュアル・マニュアル案の内容	左記に対する意見	事務局
新旧対比表：p4	5. 活動事項（表） （1）三師会、医療機関等被害状況の把握と整理 ・EMIS、電話・メール及び平時の連絡手段が困難な状況の場合… ・医療機関へ被災状況（電気・水・ガス等ライフライン、マンパワー、施設の倒壊状況）…	メール→「電子メール」か「Eメール」 マンパワー→「人的被害」 のような表現の方がわかりやすい。	左記のように変更します
新旧対比表：P 6	6 新型インフルエンザ等の感染症を考慮した予防策 ① 来所者の検温・手指消毒の実施 ② 咳・発熱等感染症上のある来所者に対してマスク着用の依頼 ③ 定期的な換気の実施 ④ スタッフの防護衣等の着用 ⑤ 咳・発熱等感染症状のある来所者の待機スペースを可能な範囲で確保	・予防策に連番の付与と予防策のみ、記述した方が理解し易いと思料します。 ・体言とめに表現	左記のように変更します
新旧対比表：P 9	第5節 DMAT（日本・・・）1 概要 の修正 1）DMATとは、・・・受けた医療チームです。 2）災害に対しては、専門的な・・・医療体制を確立します。 3）その上で被災地域での緊急治療や・・・適切な医療機関への搬送処置や被災地に参集し、様々な保健医療活動チームと有機的な連携により、死亡や後遺症の減少を図るチームです。	・読みやすいように1）～3）に整理 ・文面末尾の文言を修正	左記のように変更します
新旧対比表：P11	3 活動体制 【各DMAT本部等の役割】表下 ※SCU・・・航空拠点臨時医療施設 航空機で搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療班に際して都道府県が設置	末尾に都道府県が設置と記述されていますが千葉県にSCUの計画（記述）の有無を確認され、本市マニュアルの「域外搬送拠点」との関係性について考察する必要があるものと思料します。	【機関別DMAT運用の役割】につきましては、「参考」として掲載しております。
資料 第5章：P2	救護所への供給 の項目名の修正 救護所－市による搬送が困難な場合	「市で搬送可能な場合」に整合した方が良いと思料します。	「千葉県医薬品等の確保と供給に関するマニュアル」の表記と同様とします。
資料 第5章：P2、P3	図内の名称の修正 「健康福祉センター」→「習志野保健所」	図の名称の記述が古いものと思料します。	左記のように変更します
現マニュアル：P 9	【参集基準】の表下、※の文言修正 ※震度が確認できない場合等で参集の判断ができないときは、進んで各参集場所に参集する。	医療本部は、庁舎グランドフロア会議室、1箇所に参集のため、「各」の削除	左記のように変更します

現マニュアル：P10	第3節 応急救護所の活動内容 1 概要 に追記 1) 応急救護所は、災害発生時から・・・・・・医療救護活動を実施します。 2) 原則、応急救護所は、感染症状の有無や人数等の制限などは行わず、全ての人を受け入れます。また、発災時の救護活動において、常に新型インフルエンザ等の感染症の可能性を考慮した救護活動を行います。	・新旧対比表P6「新型インフルエンザ等の感染症を考慮した予防策」で記述されている内容について、「1項概要」に転記された方が解かり易いものと思料します。 ・1)と2)に整理	左記のように変更します
現マニュアル：P13	6 留意事項 に追記 1) 応急救護所における医療従事者の・・・・・・連携し、対応することとします。 2) 発災時の感染状況を考慮し、市災害対策本部と市医療本部の十分な連携の上で、感染症状を有する者に対する適切な対応を事前に検討します。	・対比表P6「新型インフルエンザ等の感染症を考慮した予防策」で記述されている留意すべき内容について、「6項留意事項」に転記された方が解かり易いものと思料します。 ・1)と2)に整理	左記のように変更します
現マニュアル：P14	第6節 の項目名の修正 第6節 医薬品・衛生材料の供給及び搬送等 1 供給・手順等	6節1項の記述内容に供給と搬送等の手順について記載されているため、追記された方が良いと思料します。	左記のように変更します
現マニュアル：p15	第1節 トリアージ 3 参考(3) 要配慮者の認識と医療支援 「要配慮者(CWAP)※」の記述整理	p15 ・「(CWAP)」を削除 ・※「「要配慮者」とは、災害時における医療救護活動において特別な配慮が必要となる小児、妊婦、高齢者、基礎疾患のある傷病者、障がい者を示す。」へ変更。 P18(6)② ・エ)「災害要援護者」→「要配慮者」	左記のように変更します
現マニュアル：p20	第4節 死体検案・検視等 2 手順(1)(2)に記載されている「遺体安置所(袖ヶ浦体育館)」	遺体安置所を袖ヶ浦体育館としていたが、令和4年度習志野市地域防災計画修正にて、「市内の公共施設等遺体の安置に適切な場所を選定して遺体安置所を開設する」としている。	(袖ヶ浦体育館)を削除します。
現マニュアル：p20	第4節 死体検案・検視等 2 手順(3)	(3)～デンタルチャートの記入にあたっては、「市職員歯科衛生士や歯科医師会からの歯科衛生士の派遣について調整します。」を削除して欲しい。 (理由)令和元年度6月23日に参加した第3回千葉大規模災害時DVI訓練で、デンタルチャートの記入に歯科衛生士が携われないことを確認しています。検視におけるデンタルチャートは、通常の様式と異なり、遺体取り違えを避ける重要性もあります。補助的な支援は可能かもしれませんが、生きている人の支援に力を入れるべきだという助言もあったことから、見直しをお願いします。	左記のとおり削除します。

現マニュアル：P22	<p>第5節 DMAT（日本・・・）2 派遣要請（1）</p> <p>以下の基準に基づき、千葉県は他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等にDMATの派遣を要請します。また、各医療機関のEMIS入力画面からDMATの派遣要請が可能となっています。市医療本部は、EMISの入力情報を確認し、市内医療機関がDMATの派遣要請をしている場合には、県災害医療本部と連携を取り、支援を行います。</p>	<p>末尾の「支援を行います。」と記述されていますが、この支援内容の記述がないと料します。</p>	<p>左記文言「また、各医療機関のEMIS入力画面からDMATの派遣要請が可能となっています。市医療本部は、EMISの入力情報を確認し、市内医療機関がDMATの派遣要請をしている場合には、県災害医療本部と連携を取り、支援を行います。」は、新旧対照表の中で削除としています。</p>
現マニュアル：P23	<p>第6節 域外搬送拠点</p> <p>【市内臨時ヘリポート設置予定場所】の開設優先順位</p>	<p>記述の優先順位については、「ヘリポート開設運営対策」に基づいて記載されているものと思料します。域外への搬送という行動を考察しますと「病院と拠点」が必ずマッチングしているか不透明と思料、検討が必要かと思料します。</p>	<p>【市内臨時ヘリポート設置予定場所】につきましては、「参考」として掲載しております。</p>
現マニュアル：p55	<p>災害医療本部・応急救護所情報記録表 Ver.3</p>	<p>現在、訓練等にて「Ver.5」を使用中のため、差し替え</p>	<p>左記のように変更します</p>
現マニュアル：最終ページ	<p>改訂年月日の記述要領</p> <p>平成26年3月（平成31年3月改訂）</p> <p>↓</p> <p>平成26年3月 作成</p> <p>平成31年3月 改訂</p> <p>令和6年3月 改訂</p>	<p>改訂年月日の記述について、最新の者だけ上書きしていますと過去いつ見直しをしたか解かるようにされた方が良く料します。</p>	<p>左記のように変更します</p>
現マニュアル：各所	<p>災害拠点病院の一覧内で、他院は正式名称で記載されているが、「済生会習志野病院」となっている。</p>		<p>正式名称の「千葉県済生会習志野病院」へ修正します。</p>